Ｄ４１２　経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）　1,920点
Ｄ４１２－２　経皮的腎生検法　2,400点
Ｄ４１２－３　経頸静脈的肝生検　13,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ４１３　前立腺針生検法
１　ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像によるもの　8,210点
２　その他のもの　1,848点
注　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。
Ｄ４１４　内視鏡下生検法（１臓器につき）　310点
Ｄ４１４－２　超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（ＥＵＳ－ＦＮＡ）　5,760点
Ｄ４１５　経気管肺生検法　4,800点
注１　ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ＣＴ透視下に当該検査を行った場合は、ＣＴ透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。
３　プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数に加算する。ただし、注１に規定するガイドシース加算は別に算定できない。
Ｄ４１５－２　超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（ＥＢＵＳ－ＴＢＮＡ）　5,500点
Ｄ４１５－３　経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）　5,500点
Ｄ４１５－４　経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）　5,000点
注　ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。
Ｄ４１５－５　経気管支凍結生検法　5,500点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ４１５－６　壁側胸膜凍結生検法　15,800点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ４１６　臓器穿刺、組織採取
１　開胸によるもの　9,070点
２　開腹によるもの（腎を含む。）　5,550点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。
Ｄ４１７　組織試験採取、切採法
１　皮膚（皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。）　500点
２　筋肉（心筋を除く。）　1,500点
３　骨、骨盤、脊椎　4,600点
４　眼
イ　後眼部　650点
ロ　その他（前眼部を含む。）　350点
５　耳　400点
６　鼻、副鼻腔　400点
７　口腔　400点
８　咽頭、喉頭　650点
９　甲状腺　650点
10　乳腺　650点
11　直腸　780点
12　精巣（睾丸）、精巣上体（副睾丸）　400点
13　末梢神経　1,620点
14　心筋　6,000点
注　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４１８　子宮膣部等からの検体採取
１　子宮頸管粘液採取　40点
２　子宮膣部組織採取　200点
３　子宮内膜組織採取　370点
Ｄ４１９　その他の検体採取
１　胃液・十二指腸液採取（一連につき）　210点
２　胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）　220点
注　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。
３　動脈血採取（１日につき）　60点
注１　血液回路から採血した場合は算定しない。
２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。
４　前房水採取　504点
注　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。
５　副腎静脈サンプリング（一連につき）　4,800点
注１　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
２　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
３　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。
６　鼻腔・咽頭拭い液採取　25点
Ｄ４１９－２　眼内液（前房水・硝子体液）検査　1,000点

第５節　薬剤料

区分
Ｄ５００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。
注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。
２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第６節　特定保険医療材料料

区分
Ｄ６００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第４部　画像診断

通則
１　画像診断の費用は、第１節、第２節若しくは第３節の各区分の所定点数により、又は第１節、第２節若しくは第３節の各区分の所定点数及び第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
２　画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第５節の所定点数を合算した点数により算定する。
３　入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の